

医療被害テレフォンガイド 実施要領

1 趣旨

医療過誤事件をはじめとする医療被害全般の解決のために必要な基本的情報や相談方法について弁護士がご案内します。

2 医療被害テレフォンガイドでご案内する内容

医療過誤事件をはじめとする医療被害全般の解決のために必要な基本的情報全般がご案内の対象です。

電話では、医療被害（過誤等）事案に関する一般的な情報提供や、電話を承った方の個別案件が面談による詳細な相談を受けるべき事案であるかといった方針等のご案内となります。

対象となる個別案件の具体的なご相談や方針提示は面談相談にてご回答いたします。面談相談は、相談者が面談による相談を希望し、かつ、弁護士も面談相談を行うことが適切であると判断する場合に、日を改めて実施することとなります。

このテレフォンガイドでは、電話をお受する地域に限定はありませんが、面談による相談や、その後の打ち合わせ等を実施する場合は、東京までお越しいただく必要があります。その点あらかじめご承知おきください。

3 医療被害テレフォンガイド実施日時及び電話番号

毎週月曜日 12時～14時（祝日、年末年始及び夏期の休業期間を除く）
電話番号 03-6256-8080

※ 実施日時以外は、上記電話番号はつながりません。医療問題弁護団の面談相談受付窓口（03-6909-7680、平日10時～16時）までお電話ください。こちらの電話は事務局員がお受けし、弁護士との直接面談相談を手配させていただきます。事務局員は、具体的な案件についてのご回答ができません。担当弁護士が決まった後に担当弁護士からお電話を差し上げます。初回の面談相談は無料です。

4 医療被害テレフォンガイド実施の流れ

- ① 医療被害テレフォンガイドでは、医療問題弁護団に所属する弁護士が、医療過誤被害をはじめとする医療被害に遭われたと考えられている方から診療経緯や被害の概要などを簡単にお伺いした上で、医療被害事案に関する一般的な考え方や、お伺いした個別事案に関して考えられる方針についてアドバイスを行ないます。

当日は多くの方からお電話を頂きますので、一件あたりの電話相談時間は5分程度を目処とし15分程度を上限とさせていただきます。

- ② 電話頂いた方が具体的事案に関して面談による詳しい相談を行うことを希望され、かつ、弁護士も面談相談を行うことが適切であると判断する場合には、日を改めて、弁護士による面談相談を行いません。相談の実施場所は東京都内の法律事務所となります。

なお、面談相談を行なう際には、医療問題弁護団の通常法律相談と同様、初回は無料となります。

- ③ 面談相談は、原則として、医療問題弁護団所属の弁護士2名が対応します。電話相談を受けた弁護士が面談相談も対応する場合がありますが、全く別の弁護士が対応する場合があります。

面談相談以後の流れについては「相談から訴訟等までの流れ」をご参照ください。

5 費用等

医療被害テレフォンガイドのご相談は無料です。但し、通話に要する電話料金は相談者にご負担いただきます。

弁護士との面談相談を行う場合でも、初回の相談は無料です。

調査や訴訟提起等についての委任契約を締結する際の手数料や報酬等の金額は、事案の内容を勘案の上、弁護士と相談者の協議により決めさせていただきます。

以上